

街頭宣伝(デモ行進)と「表現の自由」

第三回「憲法学習会」レジュメ 奥村(2016.1.14)

第1、自由権の「表現の自由」の位置・意義

1、自由権とは

国家の不当な命令や強制から個人の自由を保障する権利。

2、立憲主義に基づく自由権の保障

立憲主義(権力の行使を拘束・制限しようとする原理。権力の行使を憲法により、政治権力の構成と限界を定めて、適正化を図る原理)に基づき、自由権を保障しようとした(権力の濫用を(法)で縛り、自由・人権を保障する)。

3、人権とは

人が生まれながらにして持っている人間としての権利。人間は、個人として尊重され、自由に生き、安らかな生活を送ることができなくてはならない。それを権利として保障したものが人権(基本的人権)。

バージニア憲法(1776年 バージニア会議で採択:明文化された最初の憲法)

第1条 全ての人々は生まれながらにして等しく自由で独立しており、一定の生来の権利を有している。それらの権利は、人々が社会のある状態に加わったときに、いかなる盟約によっても、人々の子孫に与えないでおいたり、彼らから奪うことはできない。すなわち、財産を獲得して所有し、幸福と安全を追求し獲得する手段と共に生命と自由を享受する権利である。

4、自由権の具体的な内容

①精神の自由

思想・良心の自由:憲法19条、信教の自由:20条、出版・結社・表現の自由:21条

②生命・身体の自由

条奴隷的拘束・苦役からの自由:憲法18、逮捕に関する保障:33条(31条～37条)

③経済活動の自由

居住・移転・職業選択の自由:22条、財産権の保障:29条

5、「表現の自由」とは

内心における思想や信仰は、外部に表明され、他者に伝達されてはじめて社会的効用を発揮する。その意味で、表現の自由はとりわけ重要な権利である。

表現の自由を支える価値は二つある。一つは、個人が言論活動を通じて自己の人格を發展させるといふ、個人的な価値(自己実現の価値)である。もう一つは、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するといふ、民主政に資する社会的な価値(自己統治の価値)である。表現の自由は、個人の人格形成にとっても重要な権利であるが、とりわけ、国民が自ら政治に参加するために不可欠の前提をなす権利である。

(芦部信喜著『憲法 第三版』)

「表現の自由」は思想・信条・意見の表出活動として語られることがあるが、厳密には、「報道の自由」も「表現の自由」に含まれることは今日では当然視されている。事実の報道と意見などを区別することは実際問題として難しく、また、政治・社会・経済的事象に関する事実情報の流通は各人の精神活動および立憲民主制の運営にとって不可分であるからである。

このように考えていくと、「表現の自由」は、思想・信条・意見・知識・事実・感情など人の精神活動にかかわる一切のもの(これを包含して「情報」と呼びことにする)の伝達に関する活動の自由と解することができる。そして、情報を伝達する行為は、情報を受け取る行為があつてはじめて有意的となるという意味で、「表現の自由」は「情報を受け取る自由」(以下「情報受領権」と呼ぶ)を前提とするといえる。さらに、情報伝達行為は、多かれ少なかれ情報収集活動に依拠するから、「表現の自由」は「情報収集の自由・権利」(以下「情報収集権」と呼ぶ)を包摂するものと解される。

以上のような射程をもつ「表現の自由」は、①個人の人格の形成と展開(個人の自己実現)にとって、また、②立憲民主制の維持・運営(国民の自己統治)にとって、不可欠であつて、この不可欠性の故に「表現の自由の優越的地位」が帰結される。確かに、既にみた「思想・良心の自由」や「信教の自由」などの内面的精神活動の自由、あるいは人身の自由や私生活の自由さらには経済活動の自由も、個人の自由な自己実現にとって不可欠なものであつて、優劣は簡単にはつけ難いかもしれない。しかし、「表現の自由」は人間の精神活動の自由の実際的・象徴的基盤であるとともに、人の内面的精神活動の自由や人身の自由や私生活の自由などの保障度を国民が不断に監視し、自由の体系を維持する最も基本的な条件であつて、その意味で「ほとんどすべての他の形式の自由の母体であり、不可欠の条件である」(カードーズ裁判官)。

佐藤幸治著『日本国憲法論』

6、自由権規約の「表現の自由」

市民的及び政治的権利に関する国際規約(「自由権規約」1966年採択:1979年日本批准)

第19条

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

7、「表現の自由」の「優越的地位」

1.「自己実現の価値」と「自己統治の価値」

表現の自由は、近代の自由の生成・発展史におけるもっとも基本的な自由のひとつであり、沿革的には、たとえばヴァージェア憲法が「圧政の政府における以外は、表現の自由を制限することができない」(12条)と規定しているように、アメリカ諸州の憲法において、法律によつても制限することのできない自然法的な権利として成文化された。言論その他の表現活動がまさに個人の「人格の発展」にとっての本質的要素であり、表現の自由は、そのような「自己実現の価値」を体現する権利と考えられたからである。

他方でまた、表現の自由は、民主政の実現過程においても、重要な「社会的価値」をもつ。すなわち、言論・表現活動は国民にとって政治的意思決定に関与する不可欠の手段であるといつてよく、それに対する広範な規制は民主主義そのものの基盤を失わせることになる。表現

の自由はこの意味で、国民の「自己統治の価値」を体現するものであり、合衆国憲法のもとにおいて——前述の「自己実現の価値」とともに——このような民主政における「自己統治の価値」が強く意識され、そこから表現の自由の「優越的地位」の理論が確立されることとなった。

高野敏樹著「表現の自由の『優越的地位』と違憲審査基準」

8、「傍聴の自由」と「表現の自由」

会議公開の原則は、①「議員以外の者が会議の内容を直接見聞する」ことを意味する、傍聴の自由、②「報道機関が新聞やテレビなどを通して会議の内容を」「広く一般に知らせる」ことを意味する、報道の自由、③「会議の記録」を公表することを意味する、会議録の公開を含むと理解され、憲法第21条の「表現の自由」と不可分の関係にある。

第2、街頭宣伝(デモ行進)と「表現の自由」など

1、デモ行進とは

集団でプラカードを持ち、シュプレヒコールを行なったり歌を歌ったりしながら行進し(通常は車道を)、沿道の人びとにある事がらを訴える行動は通常は「デモ行進」と呼ばれている。これまで「デモ行進」と呼ばれてきたものは、威を示す様態で怒りや抗議を提示するものが多かったため、しばしば「集団示威行動」の用語があてられてきた。

九州大学名誉教授(憲法)横田耕一「意見書」

2、デモ行進を行なう権利

狭義の「集団示威行進」を含む「デモ行進を行なう権利」は、憲法学説において、「動く集会」として憲法第21条の保障する表現の自由に属するとするのが通説である(例:高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第2版』有斐閣、216頁)。従来最高裁判例においても狭義の「集団示威行進」が表現の自由の保障範囲内にあることを否定するものはないので、この点は縷々するまでもないが、学説が狭義の「集団示威行動」を含めて「集会」として把握していることは、1で述べた点との関連で、改めて確認するとともに、「デモ行進」の意義を再構成する必要がある。

すなわち、一般的に「集会」は同一思想・信条、趣味等の者が集まるものであるが、それは仮に政治集会であっても、単に多数の集合を他に示し「威勢を挙げる」だけではなく、同様の想いを持つ者が集まることで連帯感を育み、共にあることを楽しみ、自己の存在感を確信する場でもあるのである。したがって、「集会の自由」は優れて何かを共に表わす「表現の自由」の問題であると共に、表現における「自己実現」とは異なる種類の「自己実現の自由」の問題でもあり、13条の「生命、自由及び幸福追求に対する権利」にも関わる権利といわなければならない。それ故、「動く集会」である「デモ行進」は、当然に「動かぬ集会」と同様の意義を有している。そして、「サウンドデモ」には、狭義の「集団示威行動」に増してこの後者の意義が強いのである。

九州大学名誉教授(憲法)横田耕一「意見書」

3、「デモ行進を行なう権利」と「制限」について

「デモ行進」は「表現の自由」として「精神的自由」に属するものであるとともに、権力や資力を

欠く社会的弱者が、みずからの意見を広く社会に訴えかける、有効かつ不可欠な表現手段であるから、とりわけその規制には慎重でなければならない。

福岡県で現存する「デモ行進」規制立法は、道路交通法である。ところで道路交通法は、地方公共の安寧と秩序維持を立法目的とする「公安条例」とは異なり、立法目的は、「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的」(法1条)とするもので、交通秩序の維持が目的である。この目的は「合理的」であり、その目的を達成する手段も、個々の点では問題が残るとしても、概ねその目的と関連性を有している。問題は目的を達成する特定の手段(規制)が「デモ行進」に適用された場合に、その規制が合憲であるかどうかである。

九州大学名誉教授(憲法)横田耕一「意見書」

2.表現の自由の「優越的地位」と審査基準

「優越的地位」の理論のもとにおいて、表現の自由に対する規制の合意性を判断するに際しては、いわゆる「二重の基準」論にもとづいた審査が必要とされる。すなわち、経済的自由の規制の合意性に関しては、規制の「合意性の推定」をともなった緩やかな審査基準である「合理性の基準が適用されるのに対して、規制が表現の自由に対するものである場合には、「厳格な審査基準」によらなければならない。

この「厳格な審査基準」のもとでは、基本的に、①合憲性の推定の原則は働かず、②規制の合理性については、むしろ表現の自由を規制する側がそれを立証すべきもの(「挙証責任の転換」と考えられている。

「二重の基準」論にもとづく「厳格な基準」は、以上のように表現の自由に対する規制をいわば例外的な場合に限定しようとするものであるが、それは、ホームズ(Holmes)裁判官の「真理の最良の判定基準は、その思想が市場における競争のなかで、みずからを容認させる力をもつかどうかである」という見解に代表されるように、表現の自由に対する規制は、本来外からの規制ではなく、表現行為自体に内在する規制原理としての自己淘汰の原理にこそ委ねられるべきであるとする思想(「言論の自由市場論」)にもとづくものである。

高野敏樹著「表現の自由の『優越的地位』と違憲審査基準」

4.憲法における「権利」と「公共の福祉」の関係

12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

2 人権と公共の福祉

人権の永久不可侵性は、どんな場合でも人権がいつさいの制限を受けない、ということの意味しない。社会のなかでは、それぞれの権利の行使が他人の権利と衝突したり、他人の権利を侵害したりする場合が生ずる。たとえば、ある人の発言が、他人の名誉を傷つけるといったような場合である。そのような場合に、自分の権利だけを一方的に主張することは、権利の濫用であって許されない。人権は、他人の権利との関係で、何らかの制限を受ける場合もあるのである。

日本国憲法は、このことを、第12条で、国民の権利を濫用してはならず「常に公共の福祉のためにこれを利用」しなければならないと定めている。「公共の福祉」とは、他人の権利も同じように尊重することを意味している。要するに、個人の権利をひとしく尊重することであり、「公共の福祉」は、決して個人をこえた全体の利益を意味するものではない。

『高校現代社会』(実教出版 2012年度検定)

街頭宣伝(デモ行進)と「表現の自由」

追加資料

芦部信喜は、『憲法 第三版』(岩波書店2002年:補訂者高橋和之:東京大学教授))の「一表現の自由の意味」で、「表現の自由と知る権利」を次のように解説している。

2 表現の自由と知る権利

(一) 送り手の自由から受けての自由へ

表現の自由は、思想・情報を発表し伝達する自由であるが、情報化の進んだ現代社会では、その観念を「知る権利」という観点を加味して再構成しなければならない。

表現の自由は、情報をコミュニケーションする自由であるから、本来、「受け手」の存在を前提にしており、知る権利を保障する意味も含まれているが、19世紀の市民社会においては、受け手の自由をとくに問題にする必要はなかった。ところが、20世紀になると、社会的に大きな影響力をもつマス・メディアが発達し、それらのメディアから大量の情報が一方的に流され、情報の「送り手」であるマス・メディアと情報の「受け手」である一般国民との分離が顕著になった。しかも、情報が社会生活においてもつ意義も、飛躍的に増大した。そこで、表現の自由を一般国民の側から再構成し、表現の受け手の自由(聞く自由、読む自由、見る自由)を保障するためそれを「知る権利」と捉えることが必要になってきた。表現の自由は、世界人権宣言19条に述べられているように、「干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由」と「情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む」ものと介されるようになったのである。

(二) 知る権利の法的性格

知る権利は、「国家からの自由」という伝統的な自由権であるが、それにとどまらず、参政権(国家への自由)的な役割を演ずる。個人はさまざまな事実や意見を知ることによって、はじめて政治に有効に参加することができるからである。

さらに、知る権利は、積極的に政府情報等の公開を請求することのできる権利であり、その意味で、国家の施策を求める国務請求権ないし社会権(国家による自由)としての性格をも有する点に、最も大きな特徴がある。……以下略。

3 アクセス権

知る権利と関連して、マス・メディアに対するアクセス権が主張されることがある。アクセス権とは近づく(接近する)権利ということで、種々の場合に用いられる。……政府情報へのアクセス権とは政府情報の公開請求権を意味する。……以下略。(163~164頁)

奥平康弘(東京大学教授:当時)は、いまから30年前の『表現の自由 II』(有斐閣 1984年)の「表現の自由の再構成」(327頁)で次のように解説している。

(3) 表現の自由の再構成

表現の自由が重要なのは、主権者たる国民が主権的な権能(参政権)を有効に行使するために、さまざまな情報が十分に与えられていなければならないからである。すなわち、国民主権の原理は、国政事項を判断し、決定する権能を有する国民に、判断し決定するための素材たる情報を知らしめることを要請する。そして、表現の自由の憲法保障は、この要請にかえるひとつの手段なのである。

……国民主権の原理に即して知る権利を基礎づけるさい、つぎの諸点に注意しなければ

ばならない。第一、国民は選挙のときだけ突如として主権者になるわけではないということである。日常的な社会諸過程において、つねに主権者であり、かかるものとして知る権利を享有しうるものでなければならない。第二、主権者の決定対象たる国政事項をせまく解釈すべきではない。現代国家は、文化・教育・人間諸関係のさまざまな領域に介入し関与するのが現実であり、知る権利の対象はおのずから広範囲のもととならざるをえない。(下線:奥村)

佐藤幸治は、『日本国憲法論』(成文堂 2011年)の「5 会議の公開」において、会議の公開原則の具体的内容について、「会議の公開は、具体的には、傍聴の自由、報道の自由および会議録の公開、の3要素の充足によって成立する」(451頁)とし、「会議の公開原則は、国会が、“公開討論の場”の中心にあることへの期待にかかわるものであり、国民の側からみた場合、憲法21条の保障する表現の自由の内実をなす積極的情報収集権(狭義の「知る権利」)の憲法レベルでの具体化と解すべきことは、既に述べた」と述べている。

『注釈 日本国憲法 下巻』(樋口陽一、佐藤幸治、中村睦男、浦部法穂共著／青林書院 955頁 樋口陽一執筆)の「会議の公開—会議公開の原則」では、「会議公開は、傍聴および報道の自由のほか、会議録の公開を内容とする」(955頁)とし、「傍聴とは、その院の議員以外の者が、会議を直接に見聞すること一般をいう」と注釈している。

伊藤正己(東京大学教授・最高裁判事)は、『憲法(新版)』(弘文堂 1991年版)の「(2) 会議の公開」において、「公開とは、国会の会議内容を外部に広く周知させることである。その手段として、古くから認められるのが傍聴の自由であり、議員以外の者が傍聴する自由は公開の本来の形態であった。……いま一つの手段は、会議の議事録を保存し、これを原則として公表し、一般に頒布することである。……実際に現代において会議の公開に大きな役割を果たしているのは、新聞放送のようなマス・メディアの報道である」と述べている。

小倉一志(小樽商科大学教授)は、『研究資料 会議公開に関する憲法上の諸問題:地方議会における「委員会」傍聴不許可事件を素材として』(小樽商科大学学術成果コレクション 札幌法学(2008)、19(2):55-77)の「3. 会議公開の原則・傍聴の自由 (1) 国会の場合」において、次のように述べている。

会議公開の原則は、①「議員以外の者が会議の内容を直接見聞する」(小林孝輔・芹沢齊編『基本法コンメンタール憲法・第5版』(日本評論社・2006年/297頁・工藤達朗執筆)ことを意味する、傍聴の自由、②「報道機関が新聞やテレビなどを通して会議の内容を」「広く一般に知らせる」(前記298頁)ことを意味する、報道の自由、③「会議の記録」を公表することを意味する、会議録の公開、の3つを含むと伝統的に理解されている。